新　旧　対　照　表

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| 赴任旅費  １～５　略  ＜参考＞  （１）職員対象の赴任旅費   |  |  |  | | --- | --- | --- | |  | 支　給　内　容 | 備　　　考 | | 移  転  料 | 赴任に伴う移転のための家財の運搬等に係る経費について、距離（旧住居から新住居までの間）区分による上限額の範囲内で領収証により支給する。  ①引越業者に依頼した場合  ・引越業者に支払った料金（有料道路の料金等を含む）  ・宅急便代  ②レンタカーを利用した場合  ・レンタカー業者に支払った料金（乗り捨て料金を含む）  ・ガソリン代  ・有料道路の料金  ③自家用車をフェリーで運搬した場合  ・フェリーの航送料金  **※　引越業者等の領収証等要添付**  **※　住民票要添付**  **※「一定の要件を満たした場合の金額を適用する場合」**  **・移転料請求金額確認書要添付**  **・３社以上の引越業者から徴した見積書要添付** | ①引越日について  ・異動発表日以後が対象（原則）  　・異動発表日から異動発令日以後  １月の間の複数　の引越は同一の  ものとみなす。  ②扶養親族の移転を伴わない場合、距離区分により定められた上限額の２分の１とする。  ③職員のための公設宿舎に命ぜられて居住する又は明け渡す場合、並びに異動に伴い職員住宅を退去しなければならない場合は、新旧の住居間又は新旧の勤務公署間の路程が８キロメートル未満であっても支給対象。 | | 以下略 | 以　下　略 | 以　下　略 |   （２）～（３）　略  （４）移転料の上限額   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 距　離　区　分 | 金額（単位:円） | 一定の要件を満たした場合の金額（単位:円） | | 陸　路　　8ｷﾛﾒｰﾄﾙ未満 | 140,000 | 280,000 | | 陸　路　　8ｷﾛﾒｰﾄﾙ以上  　 　50ｷﾛﾒｰﾄﾙ未満 | 160,500 | 321,000 | | 陸　路 　 50ｷﾛﾒｰﾄﾙ以上  　100ｷﾛﾒｰﾄﾙ未満 | 184,500 | 369,000 | | 陸　路 　100ｷﾛﾒｰﾄﾙ以上  300ｷﾛﾒｰﾄﾙ未満 | 228,000 | 456,000 | | 陸　路 　300ｷﾛﾒｰﾄﾙ以上  500ｷﾛﾒｰﾄﾙ未満 | 374,000 | 561,000 | | 陸　路 　500ｷﾛﾒｰﾄﾙ以上  1,000ｷﾛﾒｰﾄﾙ未満 | 496,000 | 744,000 | | 陸　路　1,000ｷﾛﾒｰﾄﾙ以上  1,500ｷﾛﾒｰﾄﾙ未満 | 522,000 | 783,000 | | 陸　路　1,500ｷﾛﾒｰﾄﾙ以上  2,000ｷﾛﾒｰﾄﾙ未満 | 558,000 | 837,000 | | 陸　路　2,000ｷﾛﾒｰﾄﾙ以上 | 648,000 | 972,000 |   　　※１～４　略  　　※５「一定の要件を満たした場合の金額」は、令和2年12月25日  以後の赴任に係る移転料から適用する。  　　　　　また、一定の要件欄を適用するためには原則として３社以上の  引越業者から見積書を徴し、最も安価な引越業者を選定する。  　　　　　ただし、引越業者側の事情により見積りを３社から徴すること  ができない場合は、※メタサーチサイトによる検索等を幅広く行  うこと。  その上で見積もりができないという回答があった場合は、その  旨のメールの写し、引越業者から電話等で聞き取った内容を記載  した申立書又はこれらに相当する書類を添付すること。  ※メタサーチサイト  　　引っ越し一括の見積りができるサイト | 赴任旅費  １～５　略  ＜参考＞  （１）職員対象の赴任旅費   |  |  |  | | --- | --- | --- | |  | 支　給　内　容 | 備　　　考 | | 移  転  料 | 赴任に伴う移転のための家財の運搬等に係る経費について、距離（旧住居から新住居までの間）区分による上限額の範囲内で領収証により支給する。  ①引越業者に依頼した場合  ・引越業者に支払った料金（有料道路の料金等を含む）  ・宅急便代  ②レンタカーを利用した場合  ・レンタカー業者に支払った料金（乗り捨て料金を含む）  ・ガソリン代  ・有料道路の料金  ③自家用車をフェリーで運搬した場合  　・フェリーの航送料金  **※　引越業者等の領収証等要添付**  **※　住民票要添付** | ①引越日について  ・異動発表日以後が対象（原則）  　・異動発表日から異動発令日以後  １月の間の複数　の引越は同一の  ものとみなす。  ②扶養親族の移転を伴わない場合、距離区分により定められた上限額の２分の１とする。  ③職員のための公設宿舎に命ぜられて居住する又は明け渡す場合、並びに異動に伴い職員住宅を退去しなければならない場合は、新旧の住居間又は新旧の勤務公署間の路程が８キロメートル未満であっても支給対象。 | | 以下略 | 以　下　略 | 以　下　略 |   （２）～（３）　略  （４）移転料の上限額   |  |  | | --- | --- | | 距　離　区　分 | 金額（単位:円） | | 陸路　　 　　　　　　　　8ｷﾛﾒｰﾄﾙ未満 | 140,000 | | 陸　路　　　8ｷﾛﾒｰﾄﾙ以上　 50ｷﾛﾒｰﾄﾙ未満 | 160,500 | | 陸　路　 　50ｷﾛﾒｰﾄﾙ以上 100ｷﾛﾒｰﾄﾙ未満 | 184,500 | | 陸　路　　100ｷﾛﾒｰﾄﾙ以上 300ｷﾛﾒｰﾄﾙ未満 | 228,000 | | 陸　路　　300ｷﾛﾒｰﾄﾙ以上 500ｷﾛﾒｰﾄﾙ未満 | 374,000 | | 陸　路　　500ｷﾛﾒｰﾄﾙ以上1,000ｷﾛﾒｰﾄﾙ未満 | 496,000 | | 陸　路　1,000ｷﾛﾒｰﾄﾙ以上1,500ｷﾛﾒｰﾄﾙ未満 | 522,000 | | 陸　路　1,500ｷﾛﾒｰﾄﾙ以上2,000ｷﾛﾒｰﾄﾙ未満 | 558,000 | | 陸　路　2,000ｷﾛﾒｰﾄﾙ以上 | 648,000 |   　　※１～４　略 |